

(後援会会則)

普連土学園後援会 会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は普連土学園後援会（以下、後援会という）と称し、事務所を東京都港区三田四丁目14番16号 普連土学園（以下、学園という）内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は学園の教育方針に基づき、学園の発展を後援することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 学園と正会員の家庭との緊密なる連絡
- (2) 会員相互の研鑽と親睦
- (3) 学園の教育施設の整備の助成
- (4) 特別会員の研修の助成
- (5) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 会員・役員および委員

(構成および会員)

第 4 条 本会は学園在籍生徒の保護者及び本学園卒業生の保護者（以下、保護者という）、並びに学園の教職員及び本会の趣旨に賛同する関係者をもって構成する。

- (1) 正 会 員 保護者
- (2) 特別会員 教職員
- (3) 賛助会員 本学園関係者及び本学園の教育に特別の理解と関心を持ち賛助会員となることを希望した者

2. 前項第1号の正会員のうち卒業生の保護者については5年ごとに継続の確認を行うものとする。

(役員および事業の担当)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名(学校長)
- (2) 会長 1名(保護者)
- (3) 副会長 若干名(保護者1、教職員1以上)
- (4) 書記 1名(教職員1)
- (5) 会計 2名(保護者1、教職員1)
- (6) 総務 2名(保護者1、教職員1)
- (7) 副総務 1名(保護者1)
- (8) 運営役員 10名程度(保護者)
- (9) 監事 2名(保護者1、教職員1)
- (10) 常任顧問 若干名
- (11) 顧問 若干名

2. 第3条の事業を達成するため、必要に応じて担当役員を前項の運営役員の中から、会長が選び委嘱することがある。

(委員)

第 6 条 本会に次の委員を置く。

- (1) クラス委員 各学年 10名程度(保護者)
- (2) 特別委員 若干名 (保護者)

第 7 条 本会の役員および委員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、総務、副総務、監事は学園が候補者を推薦し、総会がこれを承認する。
- (2) その他の役員は、会長がこれを任命する。
- (3) クラス委員は、各学級において選出する。
- (4) 特別委員は、必要に応じて会長が委嘱する。

(任期)

第 8 条 名誉会長を除く役員および委員の任期は、1年とする。ただし、再選をさまたげない。

(後援会会則)

(任務)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を総理し、かつ総会、運営役員会、委員会の議長となる。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を行う。
- (3) 書 記 本会の議事に関する書記を担当する。
- (4) 会 計 本会の経理に関する事務を担当する。
- (5) 総 務 会長を補佐し、本会諸活動の立案・指揮を担当する。
- (6) 副 総 務 同 上
- (7) 運 営 役 員 本会の運営に関し、その大綱を決定する運営役員会を構成し、必要に応じて諸事業の処理に当たる。
- (8) 監 事 会計の監査事務に当たり、総会および委員会に報告する。
- (9) 常 任 顧 問 本会の諮問に応じ、常時本会の事業を援助する。
- (10) 顧 問 本会の諮問に応じ、本会の事業を援助する。

2. 委員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) クラス委員 各学年会員の総意を代表し、委員会を構成する。
- (2) 特別委員 会長が委嘱する事項。

第 4 章 会 議

(会議)

第 10 条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会 (通常総会、臨時総会)
- (2) 運営役員会
- (3) 委 員 会

2. 前項第 1. 2. 3 号の会議は、会長がこれを召集する。この場合、会長は、あらかじめ議題、日程を通知しなければならない。

(総会)

第11条 総会は通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年度学年初めこれを開催する。
次に定める事項は総会の承認を経なければならない。

- (1) 本会事業の大綱、予算および決算
- (2) 会則の変更
- (3) 役員を選任
- (4) その他重要事項

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催し、その必要な事項を決定する。

(運営役員会)

第12条 運営役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、必要に応じて臨時に開催し、会務を執行するため次の職務を行う。

- (1) 本会事業の計画の策定
- (2) 予算および決算案の作成
- (3) その他重要事項

(委員会)

第13条 委員会は、総会に次ぐ決議機関とし、第5条に定める役員および第6条に定める委員をもって構成し、必要に応じて臨時に開催し、会務を推進する。

2. 委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本会事業の運営方針
- (2) 総会提出原案
- (3) その他重要事項

(議事の成立)

第14条 本会の決議は、原則として多数決によるものとする。

2. 会議は原則として、すべて当日の出席者をもって成立するものとする。

ただし、予め議案について意志表示のあった場合はその限りではない。

(後援会会則)

第 5 章 会 計

(会計原則)

第 1 5 条 本会の経費は、会費、事業収入および寄付金等により充当する。

(会費)

第 1 6 条 在校生の保護者の会費は、生徒 1 人につき、所定の年会費を納入する。

2. 特別会員の入会金および会費についてはこれを免除する。
3. 後援会の入会金は 20,000 円以上とし、入会時に納めるものとする。
4. 卒業生の保護者の正会員は所定の通信費を納入する。

(会計年度)

第 1 7 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

付 則

第 1 条 本会則は通常総会の決議によって改訂することができる。

第 2 条 本会則は通常総会において議決の日より実施する。

(2020 年 4 月 29 日の通常総会で一部変更)

(2017 年 4 月 29 日の通常総会で一部変更)

(2004 年 4 月 29 日の通常総会で一部変更)

(2002 年 4 月 29 日の通常総会で一部変更)

(2000 年 4 月 29 日の通常総会で一部変更)